

（後面衝突警告表示灯）

第四十一条の五 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）には、後面衝突警告表示灯を備えることができる。

- 2 後面衝突警告表示灯として使用する灯火装置は、方向指示器又は補助方向指示器とする。
- 3 後面衝突警告表示灯は、自動車の後方にある交通に当該自動車と衝突するおそれがあることを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。
- 4 後面衝突警告表示灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

（後面衝突警告表示灯）

第 61 条の 3 後面衝突警告表示灯の灯光の色、明るさ等に関し保安基準第 41 条の 5 第 3 項の告示で定める基準は、第 59 条第 1 項及び第 2 項並びに第 60 条第 1 項の規定を準用する。

2 後面衝突警告表示灯の取付位置、取付方法等に関し保安基準第 41 条の 5 第 4 項の告示で定める基準は、別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第 48 号第 5 改訂版 5.及び 6.（6.19.を除く。）の技術的な要件に定める基準とする。

（後面衝突警告表示灯）

第139条の3 後面衝突警告表示灯の灯光の色、明るさ等に関し保安基準第41条の5第3項の告示で定める基準は、第137条第1項及び第138条第1項に定める基準を準用する。

2 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後面衝突警告表示灯であって、その機能を損なう損傷等のないもの及び法第75条の2第1項の規定に基づき灯火器、反射器及び指示装置の取付装置について型式の指定を受けた自動車に備える後面衝突警告表示灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後面衝突警告表示灯又はこれに準ずる性能を有する後面衝突警告表示灯は、前項の基準に適合するものとする。

3 後面衝突警告表示灯の取付位置、取付方法等に関し保安基準第41条の5第4項の告示で定める基準は、次のとおりとする。この場合において、後面衝突警告表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。

一 方向指示器を使用するものであること。この場合において、方向指示器と同時に使用する場合に限り、補助方向指示器を後面衝突警告表示灯として使用してもよい。

二 後面衝突警告表示灯については、第137条第3項第1号から第4号まで、第6号及び第7号並びに同条第4項第2号、第3号、第5号及び第7号から第10号まで並びに第138条第3項第2号の規定を準用する。

三 毎分180回以上300回以下の一定の周期で点滅するものであること。ただし、フィラメント光源を用いる場合にあっては、毎分180回以上240回以下の一定の周期で点滅するものであること。

四 他の灯火装置と独立して作動するものであること。

五 方向指示器、非常点滅表示灯又は緊急制動表示灯が作動している場合においては、後面衝突警告表示灯は作動してはならない。

六 自動的に作動し、かつ、作動から3秒以内に自動的に作動を停止するものであること。

4 次に掲げる後面衝突警告表示灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、前項の基準に適合するものとする。

一 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後面衝突警告表示灯

二 法第75条の2第1項の規定に基づき灯火器、反射器及び指示装置の取付装置について装置の型式の指定を受けた自動車に備える後面衝突警告表示灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後面衝突警告表示灯又はこれに準ずる性能を有する後面衝突警告表示灯

（後面衝突警告表示灯）

第 217 条の 3 後面衝突警告表示灯の灯光の色、明るさ等に関し保安基準第 41 条の 5 第 3 項の告示で定める基準は、第 215 条第 1 項及び第 216 条第 1 項に定める基準を準用する。

2 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後面衝突警告表示灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、前項の基準に適合するものとする。

3 後面衝突警告表示灯の取付位置、取付方法等に関し保安基準第 41 条の 5 第 4 項の告示で定める基準は、第 215 条第 3 項第 1 号から第 4 号まで、第 6 号及び第 7 号並びに同条第 4 項第 2 号、第 3 号、第 5 号及び第 7 号から第 10 号まで並びに第 216 条第 3 項第 2 号の規定を準用する。この場合において、後面衝突警告表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係）」によるものとする。

4 次に掲げる後面衝突警告表示灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、前項の基準に適合するものとする。

一 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後面衝突警告表示灯

二 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき灯火器、反射器及び指示装置の取付装置について装置の型式の指定を受けた自動車に備える後面衝突警告表示灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後面衝突警告表示灯又はこれに準ずる性能を有する後面衝突警告表示灯